

「第47回福岡県伝統的工芸品展」実施業務委託公募仕様書

本仕様書は業務の実施内容について示すものであるが、業務の性質上、当然実施しなければならないもの及びこの仕様書に記載のない事項であっても、本業務を遂行するために必要な事項はすべて実施するとともに、従事者にその内容を周知徹底し、業務の遂行に当たらなければならない。

1. 委託業務の名称

「第47回福岡県伝統的工芸品展」実施業務

2. 趣旨（目的）

福岡県伝統的工芸品展を本県で開催し、コンクールや展示販売会、関連企画等を通じて県内伝統的工芸品の認知度や売り上げの向上及び産地活性化を図り、今後の伝統的工芸品産業の発展につなげていく。

3. 事業内容

福岡県内の経済産業大臣指定伝統的工芸品（7品目）及び福岡県知事指定特産民工芸品を取り扱う展示販売会を開催する。また、一般公開に先立ち審査コンクールを実施、後日開催する表彰式で本コンクールの受賞者を表彰する。

日程：【コンクール】令和5年9月1日（金）

【一般公開】令和5年9月2日（土）～3日（日）

会場：「ソラリアプラザ ゼファ（福岡市中央区天神2丁目2-43）」

4. 契約期間

契約締結の日から令和6年3月15日まで

5. 委託内容（業務内容）

①企画運営及び連絡調整業務、業務実施スケジュールの作成等

- ・イベントの全体企画、詳細企画の策定。
- ・各種計画の作成（運営計画、警備計画、広報集客計画、スケジュール等）
- ・各種マニュアル作成（展示会運営実施、出展関係等）
- ・実施にあたり必要となる関係者等との連絡調整、説明、手配等の業務を行うこと。（イベント保険等の加入や情報掲載料の負担を含む）
- ・委託契約後、速やかに業務実施スケジュールを作成し提出すること。

②スタッフ等の配置・管理

- ・開会式における進行スタッフ（司会、介添え等）の手配及び管理
- ・開会式の進行運営の実施及びテープカット用テープ、胸花等の必要備品の手配。
- ・展示会期間中の運営スタッフの企画手配及び管理

③会場の企画・設営・運営等

- ・会場の企画、設営（撤去、清掃を含む）、運営に必要な業務及びそれに付随する業務（支払等を含む）
※装飾・照明等工事、機材、音響・映像システム等手配及び操作（オペレーター含む）、パネルの設置等による県内伝統工芸品の紹介、展示作品のキャプション作成、審査会において使用する受賞立札の作成、備品等の調達（胸花、テーブル、什器等）等及び展示品等の搬入・展示・搬出作業、保険及びその手続きや返送作業等補助等。
- ・看板等（会場周辺、入口及び場内各種案内看板等）のデザイン、制作、設営及び撤去
- ・会場関係配席図、会場レイアウト及び展示スペース等パース図の作成
- ・開場時間外における展示物、商品等の警備

④広報、PRや集客対策等

- ・広報デザインの制作及び広報物の発注
- ・実施内容や経費については、協議会と協議・調整のうえ決定し実施すること。

⑤表彰式の運営

- ・第47回福岡県伝統的工芸品展 表彰式における準備、会場設営等の手配（表彰式は展示会終了後、別途開催期日等を指示する）

⑥記録、報告書作成業務

- ・協議会が指示した記録データの提出（記録写真等）
- ・来場者数の集計及び報告書への結果記載
- ・委託業務終了後は実績報告書を作成し、速やかに提出すること。

⑦その他当委託事業の遂行に必要となる業務

<主催者対応（協議会等で負担する経費及び業務）>

「第47回福岡県伝統的工芸品展」実施業務の内、下記業務は委託内容に含まないものとする。

①開会式の実施について

- ・案内状及び当日配布物の作成、印刷
- ・受付スタッフの手配
- ・来賓の誘導、接遇

②その他

- ・会場利用申請手続き（警備及び清掃は除く）

6. 業務実施計画書の作成

委託契約後、速やかに業務実施計画書を作成し提出すること。

(1) 総則

- ・業務の企画および実施に当たっては、福岡県内の伝統工芸品及び県がもつ魅力を最大限に伝えるような演出を心がけること。
- ・県内伝統的工芸品産地の活性化や産地への誘客に資する内容となるように努めること。
- ・展示販売会や匠ギャラリーの活用等、伝統的工芸品の売り上げ向上に資する内容となるよう努めること。
- ・**収支計画書は、詳細に記載すること。**製作物（看板やパンフレット等）や調達物（設営備品等）等の内容、個数、費用等を明示すること。

(2) 業務実施計画書の内容

【委託業務全般】

①企画内容について

- ・全体の企画案を明示すること。
- ・伝統工芸に対する来場者の関心や印象を高め、好感度の高いブースデザインや展示方法及び実施内容を明示すること。
- ・展示等を展開していくうえでのスケジュールや産地との連携・実施の方針も明示すること。
- ・会場内のレイアウト案を明示すること。

②広報、PRについて

- ・広報、PRについて明示すること。また、実施内容の費用や効果について併記すること。
- ・展示会のPRにとどまることなく、アクロス福岡の匠ギャラリーへの周遊を促すなど、県内各伝統的工芸品への興味関心を高める工夫を凝らすとともに需要拡大や産地の活性化に資する内容も含めること。

③その他

- ・本委託事業の業務運営責任者、副責任者及びその他人員の配置を明示すること。
- ・警備の内容を明示すること。
- ・本展示会の趣旨を超えない範囲で独自提案を盛り込むことも可とする。

7. 著作権等の取扱い

当委託事業において作成された一切の著作権、意匠権は全て伝統的工芸品FUKUOKA協議会に帰属するものとし、協議会が認めたものが使用できることとする。

8. 守秘義務

受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また委託業務終了後も同様とする。

9. 委託事業の実施における留意事項

- ・業務の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
- ・委託業務の遂行にあたっては、伝統的工芸品FUKUOKA協議会と緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけることとする（詳細な事項については、協議会との連携調整を密に行って実施し、経過についても随時報告するものとする）。
- ・業務の実施に当たって疑義が生じた場合、又は業務上重要事項の判断に当たっては、協議会と十分調整のうえ、その指示又は承認を受けることとする。
- ・その他定めのない事項については、その都度、伝統的工芸品FUKUOKA協議会と協議のうえ処理するものとする。
- ・災害や社会状況の変化により業務内容等に変更及び中止の可能性があり得るものとする。

10. 問い合わせ先

伝統的工芸品FUKUOKA協議会（福岡県中小企業団体中央会内）担当：児玉、齋藤
電話：092-622-8780 FAX：092-622-6884
メール：kougeihin@chuokai-fukuoka.or.jp